

安城市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和6年11月22日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法福 洋子

1 令和6年安城市監査公表第15号（公表日令和6年10月23日）関係分

2 措置の状況

(1) 社会福祉課（令和6年10月23日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
業務委託契約事務において、契約書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
契約書に定めているセキュリティ関連書類について、8月21日に受注者から提出を受けた。再発防止策として、契約締結時にこれらの提出書類の受領を確認するための帳票を作成し、今後はこれを用いて提出確認をすることとした。 なお、これらの取扱いについては、10月11日に係全員に周知した。